

平成 25 年 7 月 5 日  
総務省政策統括官（統計基準担当）  
統計審査官室

## 日本標準産業分類における一般原則の主な改定経緯

### ○設定（昭和 24 年 10 月）

- 第一項 事業所の定義
- 第二項 産業分類適用の単位
- 第三項 事業所の産業は主要業務により決定される
- 第四項 付随事業所の産業は主事業所の産業に分類される  
により構成。

### ○第 1 回改定（昭和 26 年 4 月）

### ○第 2 回改定（昭和 28 年 3 月）

### ○第 3 回改定（昭和 31 年 3 月）

一部の旧字体を改める、読点の追加削除等

### ○第 4 回改定（昭和 32 年 5 月）

#### ①構成の変更

- 第 1 項 産業の定義
- 第 2 項 標準産業分類
- 第 3 項 事業所の定義
- 第 4 項 産業分類適用の単位
- 第 5 項 公務の範囲と単位
- 第 6 項 事業所の産業は主要業務により決定される
- 第 7 項 個人を対象とする調査への適用
- 第 8 項 その他

#### ②事業所の定義

同一の賃金台帳と経営諸帳簿を有する単位を事業所とする原則には変更はないが調査実施上の便宜を考慮して、(イ)同一区画、同一構内をもって一事業所とする取扱いを重視することとし、また、(ロ)家庭の一部で仕事がおこなわれている場合や、農家漁家が同一場所で二種類以上の経済活動をおこなっている場合の取り扱いを明確にした。なお、(ロ)の場合には、個々の調査の調査目的に即してその取扱いを具体的に決定できるような余裕をもたせることとした。

#### ③分類適用の単位

運輸業の大部分および電気、ガス、水道業においては事業所を分類の単位とせず、会社ごとに一括して分類の単位とする例外的な取扱いをしていたが、これらの産業に

においても原則として事業所ごとに分類の単位とすることに改めた。

#### ④付随事業所

もっぱら主事業所のために経済活動をおこなう付随事業所の産業は、主事業所と同じ産業に分類されるというのが従来の取扱いであった。しかし付随事業所とみなすべき範囲は必ずしも明確でなかったので、従来の取扱いをやめて、事業所の産業は事業所ごとにそのおこなう経済活動の種類によって決定することとした。ただし、この取扱いについても、個々の調査目的に応ずる別個の取扱いをとることとし、その取扱いを明確にした。

なお、管理事務をおこなう本社、出張所などは管理される主たる事業所と同一産業に分類する。

#### ○第5回改定（昭和38年1月）

一般原則は改定なし

#### ○第6回改定（昭和42年5月）

##### ・付随事業所の取扱い

従来、自家用補修工事および鉄道業についてのみ、特例として付随事業所の取扱いを認めてきたが、自家用倉庫についても付随事業所の取扱いをすることとした。

#### ○第7回改定（昭和47年3月）

##### ①項の追加

「第8項 企業等を対象とする調査への適用」を追加。（事業所の場合に準ずる）

##### ②その他

ひらがな→漢字等の修正

#### ○第8回改定（昭和51年5月）

一般原則は改定なし

#### ○第9回改定（昭和59年1月）

##### ① 構成の変更

第1項 産業の定義

第2項 事業所の定義

第3項 分類の基準

第4項 分類の構成

第5項 分類の適用単位

第6項 事業所の産業の決定方法

第7項 公務の範囲

##### ② 産業の定義

従来、産業とは原則として事業所において業として、すなわち営利を目的とした経済活動と定義し、教育、宗教、公務、非営利団体の諸活動は、副次的に含めることとしていた。しかし、産業分類は、我が国における社会的分業の実態を表わすものであるとの観点から、産業とは社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動と定義し、営利・非営利活動を対等に扱った。

### ③ 事業所の定義

従来、事業所とは「物の生産又はサービスの提供が業として行われる個々の物理的場所」と定義してきたが、これを「従業員、設備を有し、単一の経営主体に属する1区画が経済活動の場所的単位である。」とし、経済活動の単位となる事業所の要件を明確にした。

### ④ 分類の基準

従来の基準は、①生産される財貨又は提供されるサービスの種類、②事業所の技術的構造、原材料の性質であったのに対し、「事業所の技術的構造」を「財貨生産又はサービスの提供方法（設備、技術など）」に改めた。これは、「事業所の技術的構造」では統一的解釈が不可能であること、また、有体物の生産における基準であると狭義に解釈されるのを避けるとともに無体物の生産活動についても技術的構造（設備、技術）に着目して分類がなされていたからである。また、「サービスの対象」及び「取り扱われるもの（商品など）の種類」を追加した。

### ⑤ 事業所の産業の決定方法

決定方法は従来と同じであるが、事業所の産業を産業分類に適用（格付）する場合の手順を追加した。（いわゆる「トップダウン方式」）

## ○第10回改定（平成5年10月）

一般原則は改定なし。

## ○第11回改定（平成14年3月）

### ①産業の定義

従来は「一般に産業といわれる農業、建設業、製造業、卸売業、小売業などの営利的活動のほか、教育、宗教、公務、医療などにおける非営利活動も含める」としていたが、事業所における経済活動を営利活動と非営利活動に区分することは困難であるため、「営利的・非営利的活動を問わず、農業、…、公務などが含まれる」と修正。

### ②分類の基準

従来からあった「生産される財貨又は提供されるサービスの種類」の内容を分かりやすくするため、末尾に「(用途、機能など)」との記述を追加。

### ③事業所の分類に際しての産業の決定方法

項目名を変更。

独占禁止法改正により持株会社が出現してきたことから、説明文を追加。我が国の場合、グループ本社あるいは事業本社が持株会社化したケースが多く、その活動も多

分に本社活動に類似したものとなっていることから、本社に準じて産業を決定することとした。

## ○第12回改定（平成19年10月）

### ①産業の定義

従来は「この産業分類という産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう」としていたが、産業の範囲に言及していない、「社会的な分業」の語になじみがないとの指摘があり、「この産業分類という産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される」と修正。

### ②事業所の分類に際しての産業の決定方法

主要な経済活動の決定方法として「付加価値によって決定するのが最良である」ことを明確化。

「管理、補助的経済活動を行う事業所」の扱い、事業持株会社と純粋持株会社の扱いについて明確化。

### ③その他

テレワークに関する記述の追加。「財貨」→「財」等の文言修正。